

# 民法の流れ図

中山秀登

はじめに

- A 編と編との関係
- B 章と章との関係
- C 節と節との関係
- D 款と款との関係
- E 条文と条文との関係（本号、第2編 物権、第10章 抵当権）
- F 条文

むすび

はじめに

民法の授業のときには、小さい六法全書をもってくるように、と何度も言った。ある授業のさい、学生らに、六法全書をもってきたかを聞いてみたら、100人ぐらいのうち、約半数だった。私は、意外に多いな、という感想だった。小さいとはいえ、六法全書は、わりあい重いこともあり、もってくるように、という私も、やや気が引け気味である。というのは、

六法全書を読む、などということは、民法を教えている私でさえ、いまだにおっくうだからだ。

そうはいってもやはり、民法の授業は、民法という法典なしでは、やつていけない。事ほどさように、民法という法典を読む気がしない、というのは、なぜだろう。私なりに、理由を考えてみた。

一つには、文語体であった。しかし、法律改正により、第一編ないし第三編は、口語体に変えられたので、一つめの理由は、解消した。

二つには、個々の条文について、条文が短ければ、まだなんとか読めるだろう。しかし、条文が長いと、もうだめ、である。ただでさえ、堅苦しい条文が、長いときたら、もう、読むのが耐えられなくなるのである。法律は、むずかしい、として、六法全書は、放り出される運命にある。以上について、私は、前掲の目次にあるFで、解決するつもりである。

三つには、まあ、なんとか、個々の条文は読めた、としよう。しかし、あの条文と、この条文と、その条文は、どこで、どう、つながっているのか？という疑問が、湧き出てくる。ここで、読む人は、民法典に、ついていけなくなって、法律嫌いになる。つまり、条文と条文などの関係が分からぬるのである。以上を、私は、前掲の目次にあるAないしEで、解決するつもりである。

以上、民法典そのものを読むことの困難の解決の方法として、私が選んだのは、流れ図である。流れ図については、つきの書物を参照した。すなわち、寺田文行ほか編・高校数学解法辞典、1205頁以下「コンピュータ」である。

流れ図を作成するにあたって、民法そのものの構成にしたがって、前掲の目次のように、ランクづけをした。Aは、もっとも大局的に見たばあいの流れ図であり、最後のFは、もっとも細部のばあい、すなわち個々の条文の流れ図である。

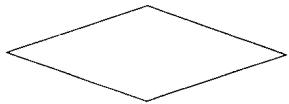
つぎに、記号の意味を述べよう。前掲書1206頁によれば、



は、「はじめ」と「おわり」を示す。



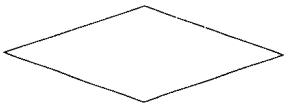
は、「計算式など処理の内容をかく。」



は、「判断の条件をかきこみ、それによって分岐する。」

ということである。

本稿では、



のばあいに、YはYesすなわち、「はい」を表し、  
NはNoすなわち、「いいえ」を表す。

数字だけ書いてあるばあいは、条文を表し、項は①②などと表す。

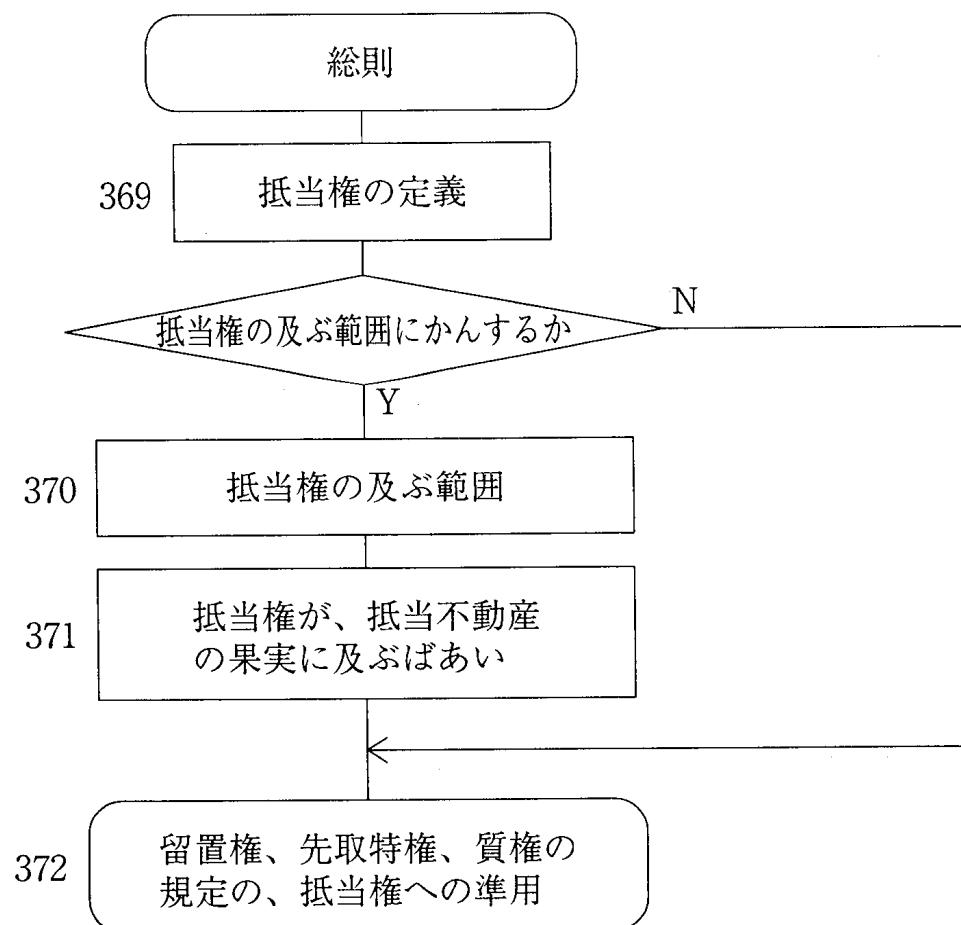
注は、(1)(2)・・・などとして表す。

個々の表題のなかで、A, B, C, D, E, Fと書いてあるときは、前掲の目次の意味を表す。

第2編 物権

第10章 抵当権

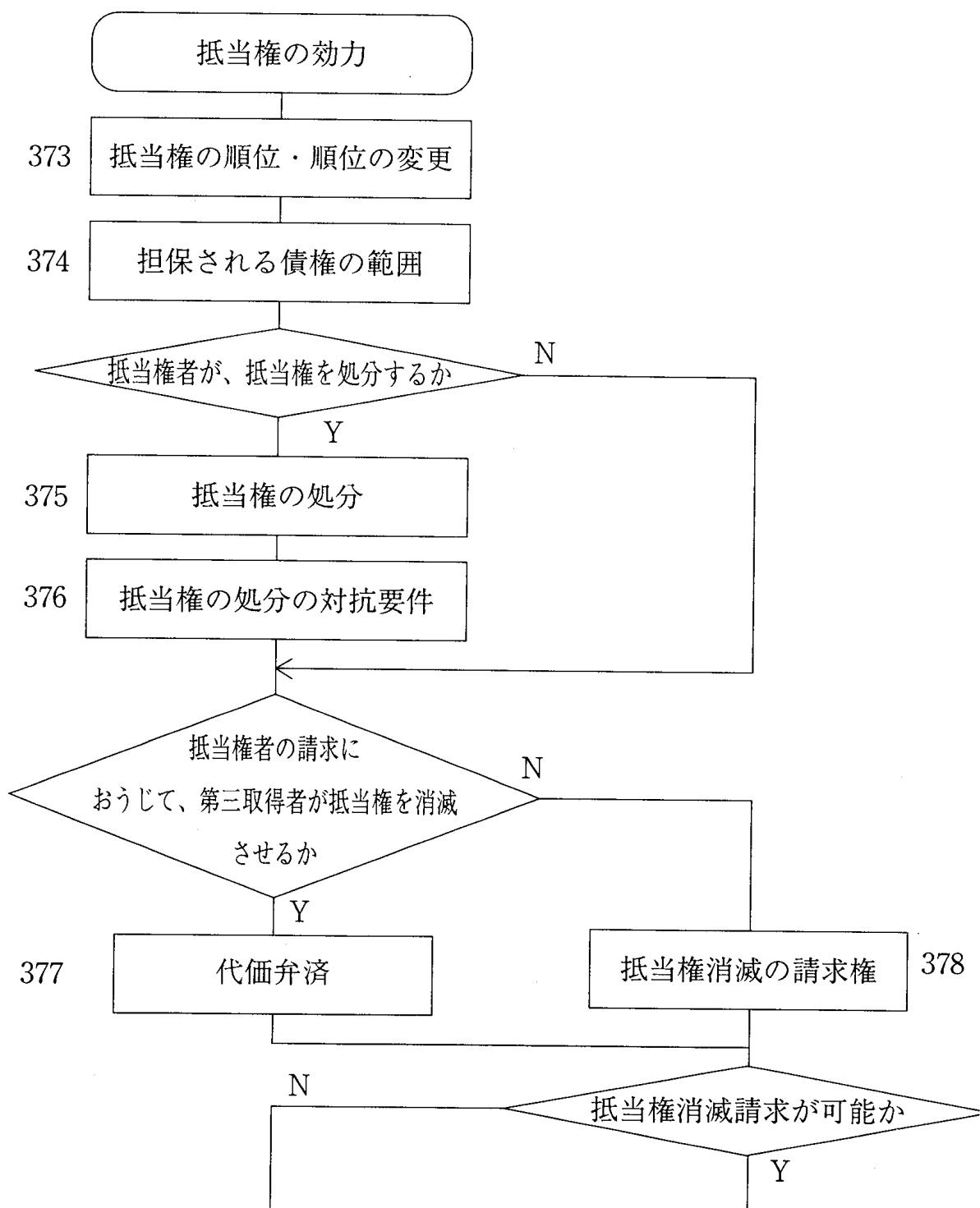
第1節 総則 E

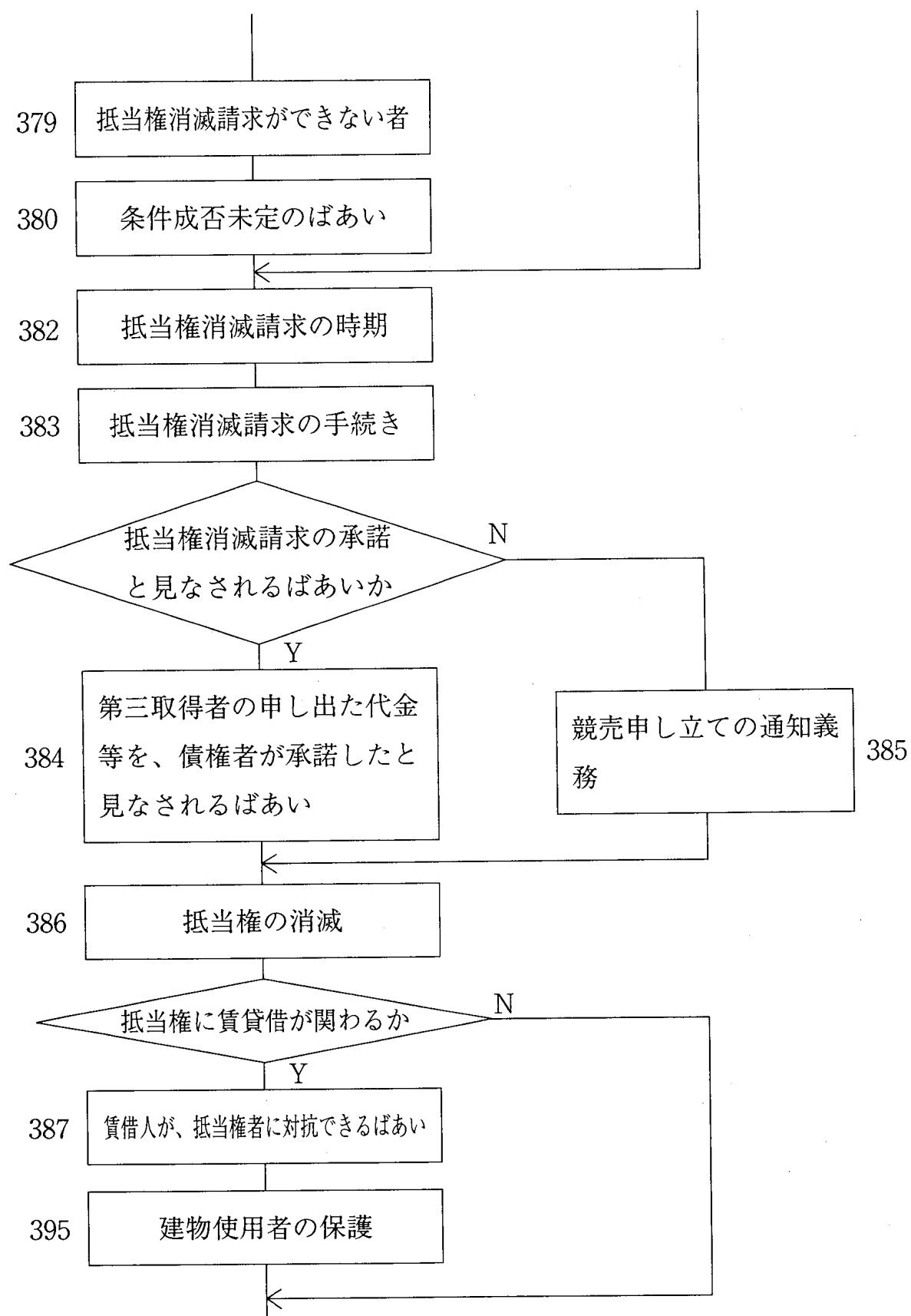


## 第2編 物権

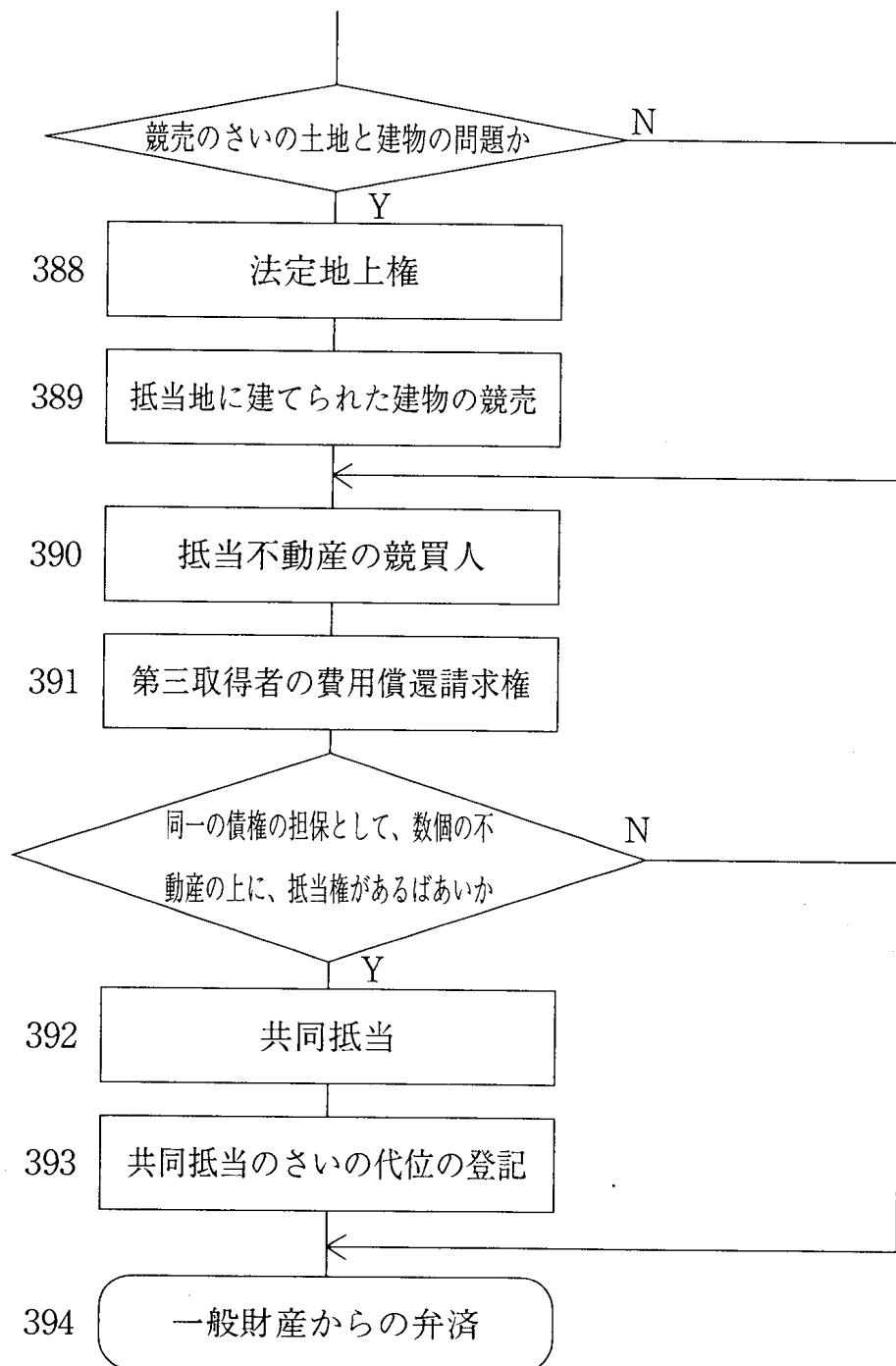
## 第10章 抵当権

## 第2節 抵当権の効力 E





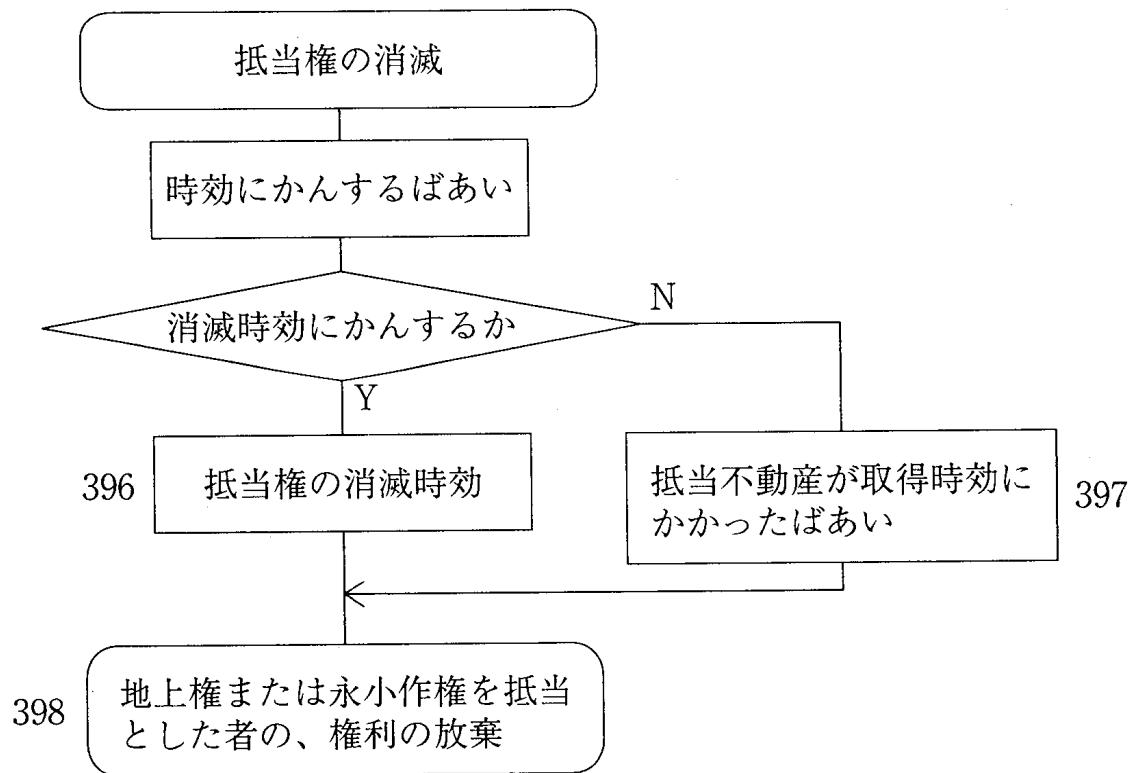
民法の流れ図



第2編 物権

第10章 抵当権

第3節 抵当権の消滅 E



## 第2編 物権

## 第10章 抵当権

## 第4節 根抵当 E

